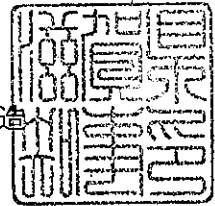




滋 中 第 5 号
令和3年(2021年)1月7日

阪口 修弘 様

滋賀県知事 三日月 大造



軽微変更の適用認定について (通知)

滋賀県大規模小売店舗立地法届出等事務手続要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
TOKUYA大津瀬田店
大津市大萱六丁目字南川崎 2992 番ほか7筆
- 2 申請年月日
令和2年12月25日
- 3 軽微変更適用
認定する
- 4 認定の理由
今回の変更は、安全対策を講じた上で、駐輪場を3か所に分散させるものであり、変更前と比較して周辺地域の生活環境に与える影響が変化しないと考えられるため。

以上